

経済産業省

20220317資第19号
令和4年3月18日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電販料第15号

令和4年3月17日

経済産業大臣 萩生田光一 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 樋口 康二郎
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	「料金その他の供給条件の内容」の各項によります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和4年3月16日に発生した令和4年福島県沖を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、宮城県の全市町村および福島県の全市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（令和4年3月17日以降、令和4年福島県沖を震源とする地震により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※ 隣接市町村は、以下の17市町村（令和4年3月17日時点）。

岩手県：一関市，陸前高田市

秋田県：湯沢市，雄勝郡東成瀬村

山形県：山形市，米沢市，上山市，東根市，尾花沢市，最上郡最上町，東置賜郡高畠町，
西置賜郡小国町，西置賜郡飯豊町

新潟県：三条市，新発田市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町

- 1 被災されたお客さまの令和4年2月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。），3月，4月および5月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を各々1か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には，そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り，電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用しないで，需給契約を廃止し，その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で，その申込みが令和4年9月末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量もしくは契約電力が，被災時の需給契約の契約負荷設備，契約電流，契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後，臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが令和4年9月末日までに行なわれたときは，その臨時工事費を免除する。
- 5 従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力，農事用電力の被災されたお客さまで，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，令和4年9月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 被災されたお客さまが被災後，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で，その申込みが令和4年9月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和4年3月16日に発生した令和4年福島県沖を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、宮城県の全市町村および福島県の全市町村に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村（令和4年3月17日以降、令和4年福島県沖を震源とする地震により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

以　上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 本 発 3 第 14 号
令和 4 年 3 月 17 日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役社長 秋 本 展 秀

平成26年改正法附則第16条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和4年3月16日、令和4年福島県沖を震源とする地震により、多大な被害が発生したため、宮城県および福島県の全市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和4年3月16日以降、令和4年福島県沖を震源とする地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの令和4年2月（支払期日が3月16日以降となるものに限る。）、3月、4月および5月調定分の電気料金の支払期日をおのおの1ヶ月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和4年9月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和4年3月16日、令和4年福島県沖を震源とする地震により、多大な被害が発生したため、宮城県および福島県の全市町村に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法が適用された地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和4年3月16日以降、令和4年福島県沖を震源とする地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

茨城県常陸太田市，高萩市，北茨城市，久慈郡大子町
栃木県日光市，大田原市，那須塩原市，那須郡那須町
群馬県利根郡片品村

以上

経済産業省

20220317資第21号
令和4年3月18日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

(令和4年福島県沖を震源とする地震による災害に係わる料金等の特別措置)

2022年3月17日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第 36 号

2022 年 3 月 17 日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給	受電場所	同 上	
	場所	供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和4年福島県沖を震源とする地震により、電気の利用者に多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用された。

宮城県：全市町村

福島県：全市町村

このため、当社供給区域内の災害救助法適用市町村およびその隣接市町村※（2022年3月17日以降、令和4年福島県沖を震源とする地震の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下のとおり（2022年3月17日時点）。

岩手県：一関市、陸前高田市

秋田県：湯沢市、雄勝郡東成瀬村

山形県：山形市、米沢市、上山市、東根市、尾花沢市、最上郡最上町

東置賜郡高畠町、西置賜郡小国町、西置賜郡飯豊町

新潟県：三条市、新発田市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

- 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2022年2月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、3月、4月および5月料金計算分の料金算定日を、当社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。
- 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわ

らず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2022年9月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2022年9月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、2022年9月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを2022年9月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約

款によるものとする。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和4年福島県沖を震源とする地震により、電気の利用者に多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用されました。

宮城県：全市町村

福島県：全市町村

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、当社供給区域内の災害救助法適用市町村およびその隣接市町村（2022年3月17日以降、令和4年福島県沖を震源とする地震の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和4年3月17日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 3 第 35 号
令和 4 年 3 月 17 日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第18条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給 場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和4年3月16日、福島県沖を震源とする地震により多大な被害が生じたため、宮城県14市20町1村（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町）および福島県13市31町15村（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村）に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和4年3月16日以降、福島県沖を震源とする地震の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接す

る市町村を含む。)において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和4年2月(支払期日が3月16日以降となるものに限る。)、3月、4月および5月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款(令和3年12月21日届出。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。)18(料金)の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

(有効期間満了日: 令和4年7月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18(料金)の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

(有効期間満了日: 令和4年10月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和4年9月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款69(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規

定にかかわらず，その工事費負担金を免除する。

(有効期間満了日：令和4年9月末日)

- 4 契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，託送供給等約款 20 (臨時接続送電サービス) の申込みを行なった場合で，その申込みが令和4年9月末日までに行なわれたときは，託送供給等約款 72 (臨時工事費) の規定にかかわらず，その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：令和4年9月末日)

- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて，託送供給等約款 18 (料金) にかかわらず，令和4年9月末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金，臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

(有効期間満了日：令和4年9月末日)

- 6 契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和4年9月末日までに行なった場合で，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，託送供給等約款 61 (引込線の接続)，62 (計量器等の取付け)，63 (通信設備等の施設) および 65 (電流制限器等の取付け) の規定にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：令和4年9月末日)

- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については，託送供給等約款によるものとする。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和4年3月16日、福島県沖を震源とする地震により多大な被害が生じたため、宮城県14市20町1村（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町）および福島県13市31町15村（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村）に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和4年3月16日以降、福島県沖を震源とする地震の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接す

る市町村を含む。)において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

茨城県常陸大田市，高萩市，北茨城市，久慈郡大子町

栃木県日光市，大田原市，那須塩原市，那須郡那須町

群馬県利根郡片品村

経済産業省

20220317資第23号
令和4年3月18日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

(令和4年福島県沖を震源とする地震による災害に係わる電気料金等の特別措置)

2022年3月17日

東北電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

東北電NWNWサ企第37号

2022 年 3 月 17 日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和4年福島県沖を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町に災害救助法が適用された。

宮城県：全市町村

福島県：全市町村

このため、当社供給区域内の災害救助法適用市町およびその隣接市町村※（2022 年 3 月 17 日以降、令和 4 年福島県沖を震源とする地震の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された当社の電気最終保障供給約款（以下「最終保障供給約款」といいます。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下のとおり（2022 年 3 月 17 日時点）。

岩手県：一関市，陸前高田市

秋田県：湯沢市，雄勝郡東成瀬村

山形県：山形市，米沢市，上山市，東根市，尾花沢市，最上郡最上町

東置賜郡高畠町，西置賜郡小国町，西置賜郡飯豊町

新潟県：三条市，新発田市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町

- 1 被災されたお客さまの 2022 年 2 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、3 月、4 月および 5 月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から 30 日目）を各々 1 か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使

用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2022年9月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

4 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2022年9月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

5 被災されたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合には、2022年9月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが2022年9月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

以 上

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

令和4年福島県沖を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町に災害救助法が適用されました。

宮城県：全市町村

福島県：全市町村

このような状況を踏まえ、被災されたお客さまの負担の軽減等を目的とし、当社供給区域内の災害救助法適用市町およびその隣接市町村（2022年3月17日以降、令和4年福島県沖を震源とする地震の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された最終保障供給約款の適用を受けるお客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

以 上

最終保障供給特例承認申請書

令和4年3月17日

東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

経料発 3 第 36 号

令和 4 年 3 月 17 日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和4年3月16日、福島県沖を震源とする地震により多大な被害が生じたため、宮城県14市20町1村（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町）および福島県13市31町15村（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村）に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和4年3月16日以降、福島県沖を震源とする地震の影響により災害救助法が適用された市町村

が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。)において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの令和4年2月(支払期日が3月16日以降となるものに限る。), 3月, 4月および5月調定分の電気料金の支払期日を, 電気最終保障供給約款(令和3年12月21日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は, 変更後の最終保障供給約款をいいます。)25(料金の支払義務および支払期日)の規定にかかわらず, 各々1か月間延長する。

(有効期間満了日: 令和4年7月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には, 最終保障供給約款15(最終保障電力A), 16(最終保障電力B), 17(最終保障農事用電力)および18(最終保障予備電力)の規定にかかわらず, そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り, 電気料金を免除する。

(有効期間満了日: 令和4年10月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 3 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで, 需給契約を廃止し, その後新たに使用申込みを行なった場合で, その申込みが令和4年9月末日までに行なわれ, かつ, その申込みが次のいずれにも該当するときは, 最終保障供給約款55(一般供給設備の工事費負担金), 56(特別供給設備の工事費負担金)および57(供給設備を変更する場合の工事費負担金)の規定にかかわらず, その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日：令和4年9月末日)

- 4 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和4年9月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款 60（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：令和4年9月末日)

- 5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款 15（最終保障電力A）、16（最終保障電力B）、17（最終保障農事用電力）および 18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、令和4年9月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(有効期間満了日：令和4年9月末日)

- 6 お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを令和4年9月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 52（引込線の接続）および 53（計量器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：令和4年9月末日)

- 7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

令和4年3月16日、福島県沖を震源とする地震により多大な被害が生じたため、宮城県14市20町1村（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町）および福島県13市31町15村（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村）に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和4年3月16日以降、福島県沖を震源とする地震の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接す

る市町村を含む。)において被災されたお客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

茨城県常陸大田市，高萩市，北茨城市，久慈郡大子町

栃木県日光市，大田原市，那須塩原市，那須郡那須町

群馬県利根郡片品村

経 済 産 業 省

20220318電委第3号

令和4年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年3月18日付け20220317資第19号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20220318電委第2号
令和4年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年3月18日付け20220317資第21号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20220318電委第4号
令和4年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和4年3月18日付け20220317資第23号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。